



医療機関版

NEWS LETTER

2021年2月号

株式会社シナジス / 社労士事務所シナジス

大阪府大阪市中央区難波4-1-15 近鉄難波ビル
TEL : 050-3645-7807

Topic

オンライン資格確認に向け、今、すべきこと



2021年3月スタートの「オンライン資格確認」に向け、準備も本格化しています。導入には補助金が利用できますが、早期拡大を目指し、3月末までの申し込みを対象に補助額が増額される「追加プラン」が登場しました。

導入には、2つの補助が受けられます

「オンライン資格確認」は、マイナンバーカードが保険証として利用できる仕組み。導入には、①資格確認のための機器の設置と、②システムの改修等が必要です。導入する診療所等は、「医療情報化支援基金」から、次の支援を受けることができます。

● 顔認証付きカードリーダーの無償提供

窓口でマイナンバーカードによる本人確認を行うには、「顔認証付きカードリーダー」が必要です。申し込みをした診療所には、予め指定されている機種の中から自ら選択した1台が無償提供されます。

いずれの機種もレセプトコンピュータと連携が可能です。この連携に要する改修等には、次にご紹介する支援が用意されています。

● システム改修等の補助(3月末まで増額中)

導入には他にも、①資格確認端末(パソコン)の購入・設置、②ネットワーク環境の整備、③レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等、の費用がかかり、これについても補助を受けることができます。診

療所の場合、補助の内容は次のとおりです。

【補助金(診療所の場合)】

基準とする事業額 42.9万円を上限に

その **3/4** を補助

但し…

追加プラン

2021年3月末までに左記の顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関等には

基準とする事業額 42.9万円を上限に

その **全額** を補助

申し込みや諸手続きは、ポータルサイトから行います。最新情報も入手できますので、導入を決定されていない医療機関様も、まずはポータルサイトへの登録を済ませておかれるとよいでしょう。

参考：

厚生労働省「オンライン資格確認の導入について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html

オンライン資格確認 医療機関等向けポータルサイト

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>

コロナ禍における医療機関の賃金改定の実態

コロナ禍が長引く中で、経営状況が厳しくなる医療機関もあることでしょう。ここでは、新年度の賃金改定の参考資料として、2020年11月に発表された資料*から、2020年の医療機関等の賃金改定に関するデータをみていきます。

1 人平均賃金引き上げ割合は低下

上記調査結果から、医療機関等（以下、医療、福祉）の賃金改定状況をまとめると、下表のとおりです。

医療、福祉の賃金改定状況(%)

	医療、福祉		全体	
	2019年	2020年	2019年	2020年
引き上げた	86.5	83.7	90.2	81.5
引き下げた	-	1.1	0.0	2.1
実施しない	6.7	6.5	5.4	9.5
未定	6.7	8.7	4.3	6.9

厚生労働省「令和2年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」より作成

医療、福祉で2020年に1人平均賃金を引き上げた又は引き上げる（以下、引き上げた）割合は83.7%で、2019年より2.8ポイント減少しました。回答企業全体（以下、全体）と比べると、引き上げた割合は高くなりました。引き下げた又は引き下げる（以下、引き下げた）割合は1.1%に増加しましたが、全体より低い水準です。実施しない割合は6.5%で2019年から0.2ポイント減少しました。全体と比べて

も低い状況です。未定の割合は8.7%で2.0ポイント増加しています。全体よりも高い水準になっており、賃金改定の実施を決めかねている医療機関等が増加したことがうかがえます。

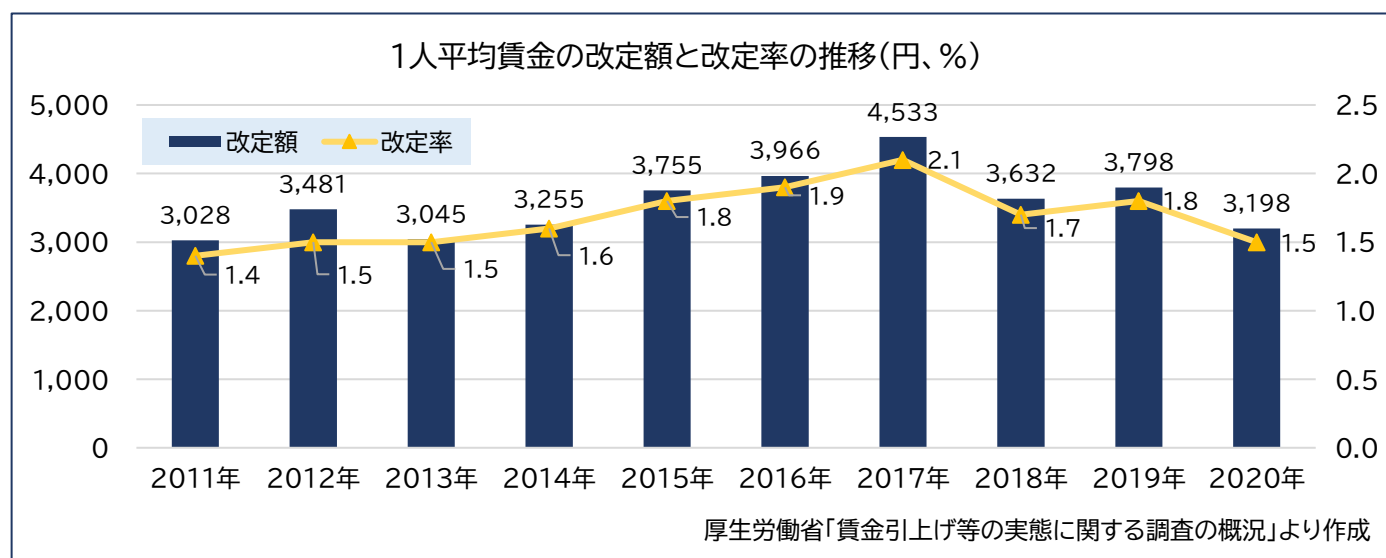
1 人平均賃金の改定額と改定率

上記および過去の調査結果から、医療、福祉の1人平均賃金の改定額と改定率の推移をまとめると、下グラフのとおりです。

2020年の改定額は3,198円で、2019年に比べて600円の減少となりました。改定率は1.5%で2013年以来の割合です。

なお、全体では2020年の1人平均賃金改定額は4,940円、改定率は1.7%と、医療、福祉より高い水準になっています。

コロナ禍の状況が続いていることから、2021年はさらに厳しい賃金改定となる医療機関が増えることも考えられます。



*厚生労働省「令和2年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」

一定の産業に属する会社組織の民間企業を調査対象に、産業・企業規模別に抽出した3,590社を調査対象として2020年7月～8月に行われた調査です。ここで紹介したデータは、常用労働者100人以上の企業（調査対象企業数は3,258社、有効回答企業数は1,670社）について集計したものです。数値は四捨五入の関係で100にならない場合があります。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/jittai/20/index.html>

医療機関でみられる 人事労務Q&A



『労働基準監督署の調査が行われることとなった場合の対応』



同業者から、突然、労働基準監督署（以下、「労基署」という）の労働基準監督官が訪ねてきて調査が行われ、対応に苦慮したという話を聞きました。労働基準監督官は、事前の連絡なく、訪問してくるものなののでしょうか？ また、どのような点を調査されるのでしょうか？



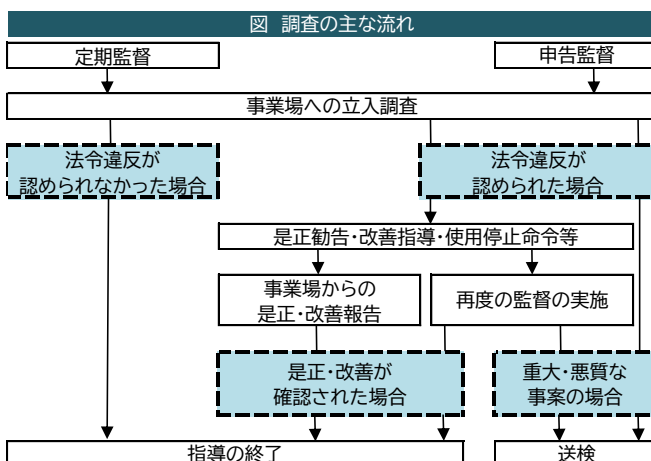
労基署の調査には、定期的に行われるものと労働者等からの申告により行われるものがあり、調査は原則として予告することなく実施されます。そのため、突然、労働基準監督官が訪ねてくることもあります。調査では、労働基準法など労働基準関係法令の遵守状況の確認が行われます。

詳細解説：

1. 労基署の調査の内容

労基署の調査は、事業主が労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令の遵守状況を確認することが目的であり、労働基準監督官が事業場を訪問するパターン（臨検（りんけん）監督）と事業主が労基署に出向くパターンがあります。

その内容としては、対象となる事業主を無作為に抽出し、その年度の重点課題を対象とする定期監督と、労働者やその家族等から法令違反等の申告を受けて行われる申告監督とがあります。調査の結果、労働基準関係法令に違反が見つかったと、事業主に対して是正するように指導等が行われます。調査の流れとしては下図のようになります。



2. 調査が行われる書類等

定期監督において、一般的に必要なとされる資料は以下のものになります。

- 労働者名簿
- 就業規則
- 出勤簿、タイムカード、時間外・休日労働の記録
- 賃金台帳
- 時間外・休日労働に関する協定届(36協定届)
- 年次有給休暇管理簿
- 定期健康診断結果個人票
- 衛生管理者の選任などの状況がわかる資料（事業場の労働者数が50人以上の場合）

これらの資料に関して法律上の不備がないかどうかを確認するだけでなく、36協定届で届け出ている時間外労働の時間数を超える長時間労働が発生していないか、労働時間が適正に把握されているか等の確認が行われます。

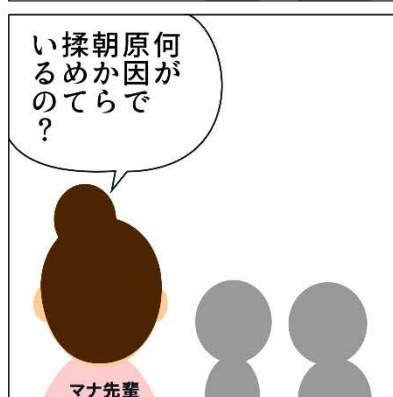
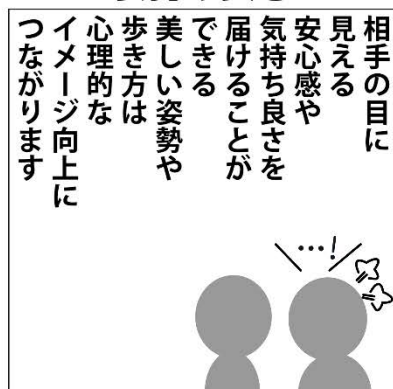
事業主は、業務を運営する上で、労働基準関係法令を遵守することが求められています。そのため、労務管理上の問題点がないか定期的に確認して、問題があるときには早めに改善しておく必要があります。

事例で学ぶ 4コマ劇場 今月の接遇ワンポイント情報

『姿勢の良さ』



姿勢の良さ



ワンポイントアドバイス

接遇の講師として院内見学をする際、スタッフの姿を眺めます。昨今、家庭や学校の教育では、姿勢に関して注意や指導をするところが少なく、若い人たちの姿勢は気になります。先生の横で待機している自分の姿勢、立ち止まって話をしている自分の姿勢はいかがでしょう。凛とした存在感を届けているでしょうか？

姿勢のポイントチェックをしてみましょう。

- 背筋は伸びていますか？
- アゴを引いていますか？
- 身体の重心は、バランス良く両足裏にかかっていますか？
- 足は閉じていますか？

美しい姿勢は、見る人に気持ち良さや安心感を与えますし、相手を魅了することもできるのです。医療機関では、この人に自分の身体を預けても良いと思えるかどうか、心理的なイメージにつながっています。

併せて、歩き方の振り返りもしておくといいですね。こちらもチェックしてみましょう。

- 背筋は伸びていますか？
- 柔らかな表情ですか？
- 肩幅くらいの歩幅で歩いていますか？
- キビキビと歩いていますか？
- 足音は静かですか？

無表情で足を引きずっては、ダラダラとした印象を届け、患者様には不快感が届いてしまいます。逆に姿勢良く歩けば、“あなたがいるだけで、安心するわ”、そう言っていただくことができるのです。

そんな存在になれるよう、態度能力を磨いていきたいですね。